

○ 退職所得の源泉徴収税額の求め方

居住者に支払う退職手当等から源泉徴収する税額は、①退職手当等の支払を受ける人（退職者）から、「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受け、この申告書に記載されている勤続年数などに基き「源泉徴収のための退職所得控除額の表」を使用して退職所得控除額を求め、②退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額（課税退職所得金額）を課税標準として、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」を使用して求めます。

なお、「退職所得の受給に関する申告書」が提出されていない場合には、退職手当等の金額に20%を乗じた税額を源泉徴収することになります。

（注） 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」及び「退職所得の源泉徴収税額の速算表」は、19ページに掲載しています。

退職所得の源泉徴収税額の速算表等の使用例（退職所得の受給に関する申告書の提出がある場合）

（設例）	
イ 勤続期間	昭和57年10月1日就職～平成24年3月31日退職
ロ 退職手当等の金額	1,700万円
ハ 退職の理由	定年退職

〔税額の計算〕

- 勤続年数は29年6か月ですが、勤続年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1年とすることとされていますので、勤続年数は30年となります。
- 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「30年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると1,500万円となります。
- 退職手当等の金額1,700万円から退職所得控除額1,500万円を控除し、控除後の残額200万円を2分の1して課税退職所得金額100万円を求めます。

（源泉徴収のための退職所得控除額の表）

勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円
24年	10,800	11,800
25年	11,500	12,500
26年	12,200	13,200
27年	12,900	13,900
28年	13,600	14,600
29年	14,300	15,300
30年	15,000	16,000
31年	15,700	16,700

$$(1,700万円 - 1,500万円) \times \frac{1}{2} = 100万円$$

- 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄に算式が示されていますので、この算式に従って算出した5万円が、その退職手当等から源泉徴収する税額です。

$$100万円 \times 5\% = 5万円$$

（退職所得の源泉徴収税額の速算表）

課税退職所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000円以下	5%	—	(A)×5%
1,950,000円超	3,300,000	10%	97,500円
3,300,000	6,950,000	20%	427,500円
6,950,000	9,000,000	23%	636,000円